

議案第3号

つくば市福祉支援センター条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年4月19日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市福祉支援センター条例の一部を改正する条例

つくば市福祉支援センター条例（平成2年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第6条の2の2第4項」を「第6条の2の2第3項」に改め、同条第3号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法の改正に伴い、当該改正箇所を引用している条文があるため、この条例案を提出するものである。

つくば市福祉支援センター条例（平成2年つくば市条例第15号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第3条（略） （事業）</p> <p>第4条 福祉支援センターにおいては、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスを行う事業（つくば市福祉支援センターくきざきに限る。）</p> <p>(3) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援を行う事業（つくば市福祉支援センターとよさとに限る。）</p> <p>(4)・(5)（略）</p> <p>第5条（以下略）</p>	<p>第1条—第3条（略） （事業）</p> <p>第4条 福祉支援センターにおいては、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業（つくば市福祉支援センターくきざきに限る。）</p> <p>(3) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援を行う事業（つくば市福祉支援センターとよさとに限る。）</p> <p>(4)・(5)（略）</p> <p>第5条（以下略）</p>